

令和6年度 福岡グリーンイノベーションチャレンジ 補助金募集要項

1. 目的

この補助金は、脱炭素の分野をビジネスチャンスと捉え、カーボンニュートラルに資する製品開発等の新たな事業を展開する中小企業等を支援し、グリーンイノベーションを推進することを目的とします。

2. 補助対象者

補助金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当する者としてします。

- ① 福岡市内に本店を置く中小企業者※で、将来に渡って福岡市で事業継続する意思を有すること。
- ② 製品、サービスの開発等を確実に行うに足る能力を十分に有していること。
- ③ 取組み内容について、成果の報告が可能なこと。
- ④ 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- ⑤ 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

業種	資本金または従業者数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下または300人以下
② 卸売業	1億円以下または100人以下
③ サービス業	5,000万円以下または100人以下
④ 小売業	5,000万円以下または50人以下

ただし上記に該当する場合でも、下記に当てはまる場合は非該当。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

3. 補助対象事業

補助金の交付対象事業は、次の各号のすべてに該当し、グリーンイノベーションを推進する優れた事業と認められるものとしてします。

- ① カーボンニュートラルに資する新たな製品やサービスの開発等に取り組むものであること。
- ② 開発の内容が新規性、独自性を有するものであること。既存の事業に関係する場合は、その拡充や性能向上等を図る開発等であること。

③ 補助対象期間内に開発等に関して一定の成果を達成し、その報告が可能であるもの。

※ カーボンニュートラルとは … 温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）について、排出しないだけでなく、吸収、除去、再利用等によって、排出量を全体としてゼロにする取組みをいいます。

4. 補助対象期間

補助金の交付申請日から令和7年3月31日まで ※期間内に福岡市の実績確認まで完了すること

5. 補助対象経費・補助率・補助上限額

補助対象となる経費は、カーボンニュートラルに資する製品開発等に必要な以下の経費とします。

補助対象経費	内容	補助率・上限額
原材料費・消耗品費	製品等の開発のために用いた、原材料、消耗品の購入に要する経費等	補助率2分の1 補助上限 200 万円
機械装置等の購入費・リース料	製品等の開発のために用いた、機械装置又は工具器具の購入、借上、製作、改良、修繕、据付、撤去に要する経費等	
開発場所の賃料	製品等の開発のために、事務所等を借用した際の賃料等	
外注加工費	製品等の加工のために、外部の法人等と契約を結び、業務を委託する際に発生する経費等	
人件費	事業の実施にかかる時間に対応する直接人件費等（人件費単価に製品等開発活動に従事した時間を乗じたもの）	
外部講師等技術指導費	製品等の開発に必要な技術指導を外部講師等に依頼するための経費等	
調査費・旅費	事業の実施に必要な調査や出張のための経費等（経済的な通常の経路で出張したもので、実費相当額を原則とする）	
その他市長が認める経費	上記以外でカーボンニュートラルに資する製品開発等に必要な経費	

※1 すべて「4. 補助対象期間」内の納品・使用・実施等が書面等にて確認できる経費に限ります。

（経費の支払いを期間内に完了し、領収書等で日本円での金額及び日付等が確認できることを要件とします）

※2 下記の経費は補助対象外とします。

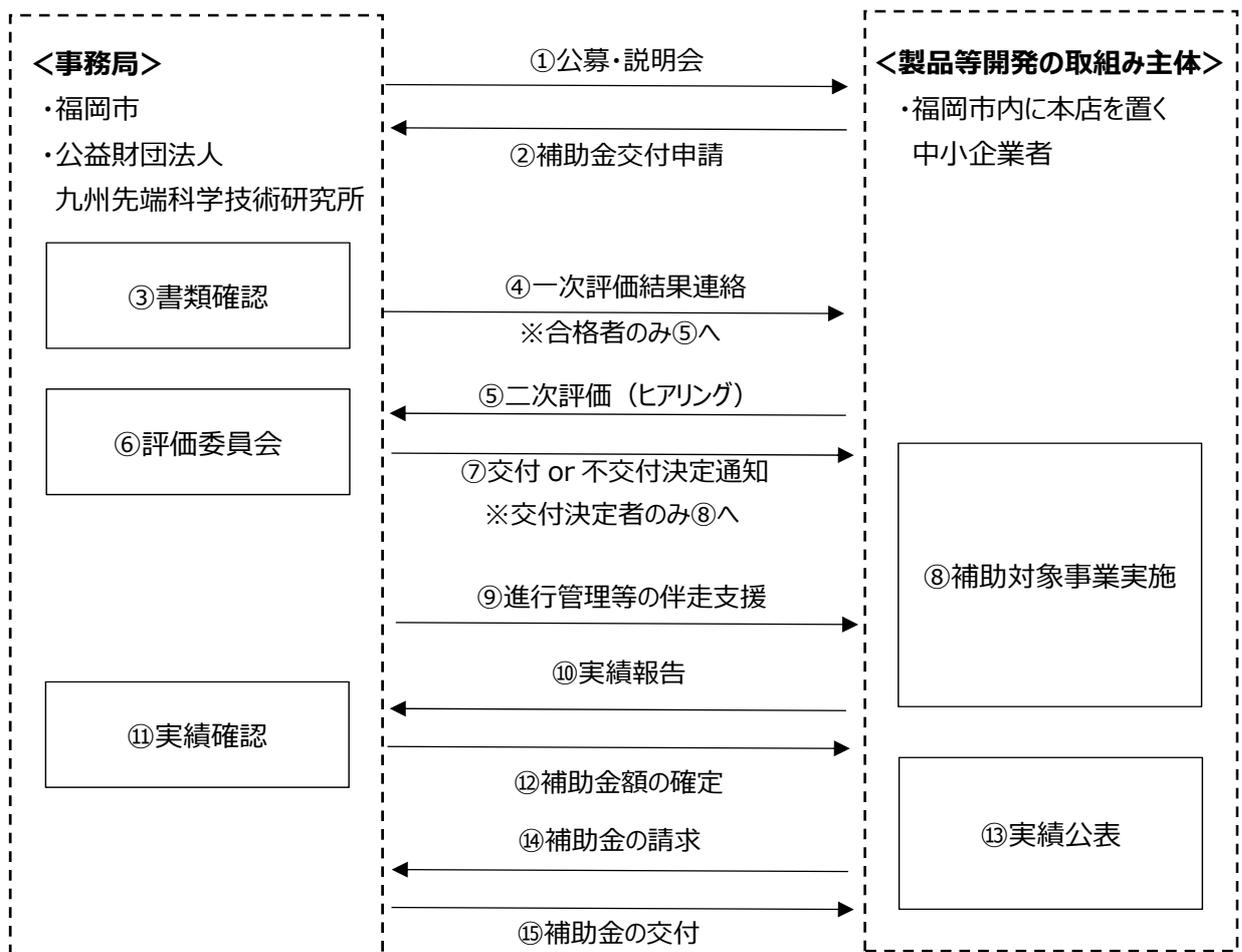
- ・ 交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等
- ・ 通信費や水道光熱費、事務用品等の消耗品費等、日常業務に係る経費
- ・ 租税公課（消費税や公共料金等）

・金融機関への振込手数料、代引手数料

※3 国、地方公共団体（本市を含む。）その他のこれらに準ずる団体から、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費については、本補助対象経費から除外します（例：同じ機器の二重申請は不可）。

※4 人件費単価については、原則、健康保険料の計算に使用する標準報酬月額に基づき設定します。具体的には、対象者の最新の標準報酬月額を確認し、別表「等級単価一覧表 令和6年度適用」の該当する単価を採用します。

6. 事業スキーム



※1 本事業における採択者は、補助対象事業の遂行にあたり、事務局による進行管理（ミーティングの実施、定期的な事業進捗レポート・工程表の作成など）を受けながら補助対象事業を実施してください。

※2 採択事業については、福岡市及び公益財団法人九州先端科学技術研究所のホームページ等によって広報を行います。また、「⑬実績公表」については、採択者から実施した補助対象事業について、福岡市が指定する時期に広報を行っていただきます。

※3 補助対象事業の進捗が確認できるように、必ず事務局からの連絡には応答するようにしてください。

7. スケジュール

令和6年4月8日（月） 募集開始・質問受付開始

令和6年6月7日（金）17時 交付申請の締切

令和6年6月中旬	一次評価結果の連絡
令和6年6月下旬	二次評価（一次評価合格者のみヒアリング）
令和6年7月中	二次評価結果の通知（交付決定）
令和6年7月下旬以降	事務局による伴走支援
令和7年3月末まで	実績報告、実績検査
令和7年4月頃	順次、補助金の支払い

8. 募集件数

5件程度

※ あくまで想定であり、予算の範囲内での増減がございます。また、選考基準を一定程度満たさない事業は、予算の範囲内であっても採択されない場合があります。

9. 選考について

提出された「補助金交付申請書（事業計画書）」に基づき、一次評価（書類確認）、二次評価（ヒアリング）により事業を認定し、補助対象者を決定します。

評価を行うにあたり、事務局から個別に提出書類の内容確認や追加提出の依頼を行う場合があります。選考基準は「事業の優位性」、「市場性・成長性」、「事業化可能性」、「カーボンニュートラルへの貢献」「その他（本市経済活性化への寄与等）」です。詳細は、「14. 選考基準」をご参照ください。

※1 一次評価合格者のみが、二次評価（ヒアリング）に進みます。一次評価の結果の連絡時に、ヒアリングの方法、日時等についてご連絡いたします。

※2 一次評価、二次評価の結果、落選した場合は、補助金不交付決定を通知します。

10. 提出書類

提出書類は以下のとおりとします。日本語で記入してください。

- （1）補助金交付申請書【様式第1号】
- （2）補助対象経費収支予算書【様式第2号】
- （3）事業計画書【別紙1】（機械装置等のカタログ、過去2年間の財務諸表を添付）
- （4）役員名簿【別紙2】
- （5）履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届） ※提出日前3か月以内に発行されたのもの

- (6) 定款、規約等（個人事業主を除く）
- (7) その他参考となる書類（文献などを引用する場合は出典を明記）



※ 必要な様式は、福岡市ホームページからダウンロードしてください。

様式ダウンロード先の
二次元コード

URL: https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kagakugijutsu/business/green-innovation_hojokin_2024.html

11. 提出期限・提出方法

【提出期限】 令和6年6月7日（金）17時（**必着**）

【提出方法】 「15. 問い合わせ先」の（1）公益財団法人九州先端科学技術研究所 グリーンイノベーション推進室へ、電子メールにて提出し、送信後、受信確認のために電話にてご連絡ください。なお、受信確認のための電話につきましては、平日9～17時の時間帯にてお願い致します。（それ以外の時間帯の場合、応答できない場合がございます）

【提出形式】 PDFファイル形式（別紙2「役員名簿」のみPDF・EXCELファイル両方の形式を提出）

※ 提出書類は本補助金に係る手続き以外の目的には使用いたしません。

12. 留意事項

- (1) 各申請にかかる費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- (2) 評価結果に関する質問は一切受け付けません。
- (3) 提出書類に虚偽があった場合、又は必要な手続きを行わない場合は、交付決定を受けた後であっても交付決定を取り消すことがあります。
- (4) 補助金の支払については、事業の報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後となります。前払い（概算払い）はできません。
- (5) 予算の都合により補助金交付額が減額されることがあります。
- (6) 本補助事業により取得した財産については、事業完了後も、管理者によって管理（管理簿の作成、ラベル貼付による紛失防止など）し、本補助事業の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。また原則として、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過するまでは、福岡市の承認を得ずに取得財産を処分することはできません。なお、福岡市の承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を求めることがあります。
- (7) 採択企業においては、事業実施中及び事業終了後5年間程度、本事業の効果測定のためのアンケートや実施報告等に対応することとします。
- (8) 今回開発する製品・サービス等に関連する他者が持つ先行特許等について、十分に調査を行った上で、申請を行ってください。
- (9) 補助金の交付対象事業に係る成果等を公表（プレスリリースや研究成果の学会発表等）する場合は、

事前に事務局へお知らせください。

13. 説明会

補助事業内容についての説明会の動画配信を行います。

公益財団法人九州先端科学技術研究所ホームページに動画を掲示します。

- ・視聴方法：オンライン配信（YouTube）※通信費は自己負担
- ・個別相談：具体的なお相談につきましては、下記「15. 問い合わせ先」(1)までご連絡ください。
- ・動画URL：<https://www.isit.or.jp/gir6>



説明動画へのアクセス用
二次元コード

14. 選考基準

採択にあたっては、以下の項目について総合的に審査します。

評価項目	評価内容	配点
事業の優位性	<ul style="list-style-type: none"> ○従来のものにはない新しい要素・特徴があるか。 ○従来のものと比較して、優れた要素・特徴があるか（性能、機能、コスト面など）。 ○予想される競合相手が明確で、その対策を盛り込んでいるか。 	20点
市場性・成長性	<ul style="list-style-type: none"> ○ターゲット顧客が明確で、需要が見込めるか。 ○国内外へのビジネス展開を計画しているか。 ○成長性、収益性が期待できるビジネスモデルを計画しているか。 	20点
事業化可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○事業化イメージは明確か。 ○事業パートナー（外注先、仕入先、販売先 社外専門家等）と有効なネットワークがあるか。 ○事業化する上での課題は明確で、その解決策を盛り込んでいるか。 	20点
カーボンニュートラルへの貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガスの削減（吸収、除去、再利用等）はどの程度か。 ○想定される投資金額は温室効果ガス排出削減に見合うものか。 ○温室効果ガスの削減に向けた計画に具体性はあるか。 	20点
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな需要や雇用の創出、本市経済の活性化等への寄与や、社会課題解決などが期待できるか。 ○本市における脱炭素ビジネスのモデルとなり、国内外への情報発信が期待できるか。 ○その他、評価委員が特に魅力的に感じるポイントがあるか。 	20点
合計		100点

※ 選考において、6割・60点に達しないときは、補助対象者としません。

※ 「温室効果ガスの削減」とは、本事業によって開発する製品・サービス等がもたらす効果であり、補助対象者自らによる温室効果ガスの直接的な排出や、他社から供給された電気等の使用に伴う間接的な排出は含みません。

15. 問い合わせ先

(1) 申請受付、説明会配信、伴走支援等について

公益財団法人九州先端科学技術研究所 グリーンイノベーション推進室

担当：大場、竹宮 Tel：092-852-3460 Email：green@isit.or.jp

(2) 補助事業の制度全般について

福岡市役所 経済観光文化局 新産業振興部 新産業振興課

担当：大谷、堀江 Tel：092-711-4333 Email：同上

等級単価一覧表 令和6年度適用

等級	健保等級適用者		労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額	A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与1回～3回	月給範囲額		
		以上 ～ 未満			以上	～ 未満	
1	58,000	～ 63,000	350	470	～	84,420	470
2	68,000	63,000 ～ 73,000	410	550	84,420	～ 97,820	550
3	78,000	73,000 ～ 83,000	470	630	97,820	～ 111,220	630
4	88,000	83,000 ～ 93,000	530	720	111,220	～ 124,620	720
5	98,000	93,000 ～ 101,000	590	800	124,620	～ 135,340	800
6	104,000	101,000 ～ 107,000	630	850	135,340	～ 143,380	850
7	110,000	107,000 ～ 114,000	670	900	143,380	～ 152,760	900
8	118,000	114,000 ～ 122,000	720	960	152,760	～ 163,480	960
9	126,000	122,000 ～ 130,000	770	1,030	163,480	～ 174,200	1,030
10	134,000	130,000 ～ 138,000	810	1,090	174,200	～ 184,920	1,090
11	142,000	138,000 ～ 146,000	860	1,160	184,920	～ 195,640	1,160
12	150,000	146,000 ～ 155,000	910	1,220	195,640	～ 207,700	1,220
13	160,000	155,000 ～ 165,000	970	1,310	207,700	～ 221,100	1,310
14	170,000	165,000 ～ 175,000	1,030	1,390	221,100	～ 234,500	1,390
15	180,000	175,000 ～ 185,000	1,100	1,470	234,500	～ 247,900	1,470
16	190,000	185,000 ～ 195,000	1,160	1,550	247,900	～ 261,300	1,550
17	200,000	195,000 ～ 210,000	1,220	1,630	261,300	～ 281,400	1,630
18	220,000	210,000 ～ 230,000	1,340	1,800	281,400	～ 308,200	1,800
19	240,000	230,000 ～ 250,000	1,460	1,960	308,200	～ 335,000	1,960
20	260,000	250,000 ～ 270,000	1,590	2,130	335,000	～ 361,800	2,130
21	280,000	270,000 ～ 290,000	1,710	2,290	361,800	～ 388,600	2,290
22	300,000	290,000 ～ 310,000	1,830	2,450	388,600	～ 415,400	2,450
23	320,000	310,000 ～ 330,000	1,950	2,620	415,400	～ 442,200	2,620
24	340,000	330,000 ～ 350,000	2,070	2,780	442,200	～ 469,000	2,780
25	360,000	350,000 ～ 370,000	2,200	2,950	469,000	～ 495,800	2,950
26	380,000	370,000 ～ 395,000	2,320	3,110	495,800	～ 529,300	3,110
27	410,000	395,000 ～ 425,000	2,500	3,360	529,300	～ 569,500	3,360
28	440,000	425,000 ～ 455,000	2,690	3,600	569,500	～ 609,700	3,600
29	470,000	455,000 ～ 485,000	2,870	3,850	609,700	～ 649,900	3,850
30	500,000	485,000 ～ 515,000	3,050	4,090	649,900	～ 690,100	4,090
31	530,000	515,000 ～ 545,000	3,240	4,340	690,100	～ 730,300	4,340
32	560,000	545,000 ～ 575,000	3,420	4,580	730,300	～ 770,500	4,580
33	590,000	575,000 ～ 605,000	3,600	4,830	770,500	～ 810,700	4,830
34	620,000	605,000 ～ 635,000	3,790	5,080	810,700	～ 850,900	5,080
35	650,000	635,000 ～ 665,000	3,970	5,320	850,900	～ 891,100	5,320
36	680,000	665,000 ～ 695,000	4,150	5,570	891,100	～ 931,300	5,570
37	710,000	695,000 ～ 730,000	4,340	5,810	931,300	～ 978,200	5,810
38	750,000	730,000 ～ 770,000	4,580	6,140	978,200	～ 1,031,800	6,140
39	790,000	770,000 ～ 810,000	4,830	6,470	1,031,800	～ 1,085,400	6,470
40	830,000	810,000 ～ 855,000	5,070	6,800	1,085,400	～ 1,145,700	6,800
41	880,000	855,000 ～ 905,000	5,380	7,210	1,145,700	～ 1,212,700	7,210
42	930,000	905,000 ～ 955,000	5,680	7,620	1,212,700	～ 1,279,700	7,620
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	5,990	8,030	1,279,700	～ 1,346,700	8,030
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	6,290	8,440	1,346,700	～ 1,413,700	8,440
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	6,660	8,930	1,413,700	～ 1,494,100	8,930
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	7,030	9,420	1,494,100	～ 1,574,500	9,420
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	7,400	9,910	1,574,500	～ 1,654,900	9,910
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	7,760	10,400	1,654,900	～ 1,735,300	10,400
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	8,130	10,900	1,735,300	～ 1,815,700	10,900
50	1,390,000	1,355,000 ～	8,500	11,390	1,815,700	～	11,390